

＜第8回 大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会 資料4＞

災害廃棄物対策指針の改定について

平成30年10月16日
九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

事前の災害廃棄物対策の重要性

- 災害時には、**様々な種類の廃棄物**が、**一度に大量に**発生。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要。
- 災害廃棄物の迅速な処理は、被災地域の**早期の復旧・復興**のために必要。



<事例1>
公園に集積された災害廃棄物



<事例2>
道路端に集積された災害廃棄物



<事例3>
自治体管理の仮置場に混合状態で搬入された災害廃棄物

事前準備(災害廃棄物処理計画)に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要!



<事例4> 自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物

自治体における災害廃棄物処理計画策定の必要性

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資するため、環境省において「**災害廃棄物対策指針**」を策定（平成26年3月策定、平成30年3月改定）

近年、平成25年10月の伊豆大島、平成26年8月の広島市での土砂災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、平成28年4月の熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成29年台風18号と毎年、大規模な災害が発生
→具体的な**災害廃棄物処理計画の策定など事前の備えを進めておくことの重要性**が改めて明らかに。



しかし

- 自治体における**災害廃棄物処理計画の策定が進んでいない**（一般廃棄物処理計画や地域防災計画とは別に単独で策定されている自治体は非常に少ない）。
また、**策定している場合でも、実効性の高い計画となっていないケースも**。
- 上記災害では、環境省が職員・専門員を現地派遣し、分別方法や仮置場管理への助言等を行ってきたが、首都直下地震や南海トラフ巨大地震では、国・県による（特に初動期の）被災自治体支援を一律行うことが困難な状況となることも十分考えられる。

このため

各自治体においては、発災時において各自治体が対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめた災害廃棄物処理計画を策定**するなど**事前の備えを進める必要**がある。**

災害廃棄物処理計画の策定の根拠

○廃棄物処理法第五条の二第一項に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境省告示第七号 平成二十八年一月二十一日)

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1)市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、……。 **その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。**……………。

(2)都道府県の役割

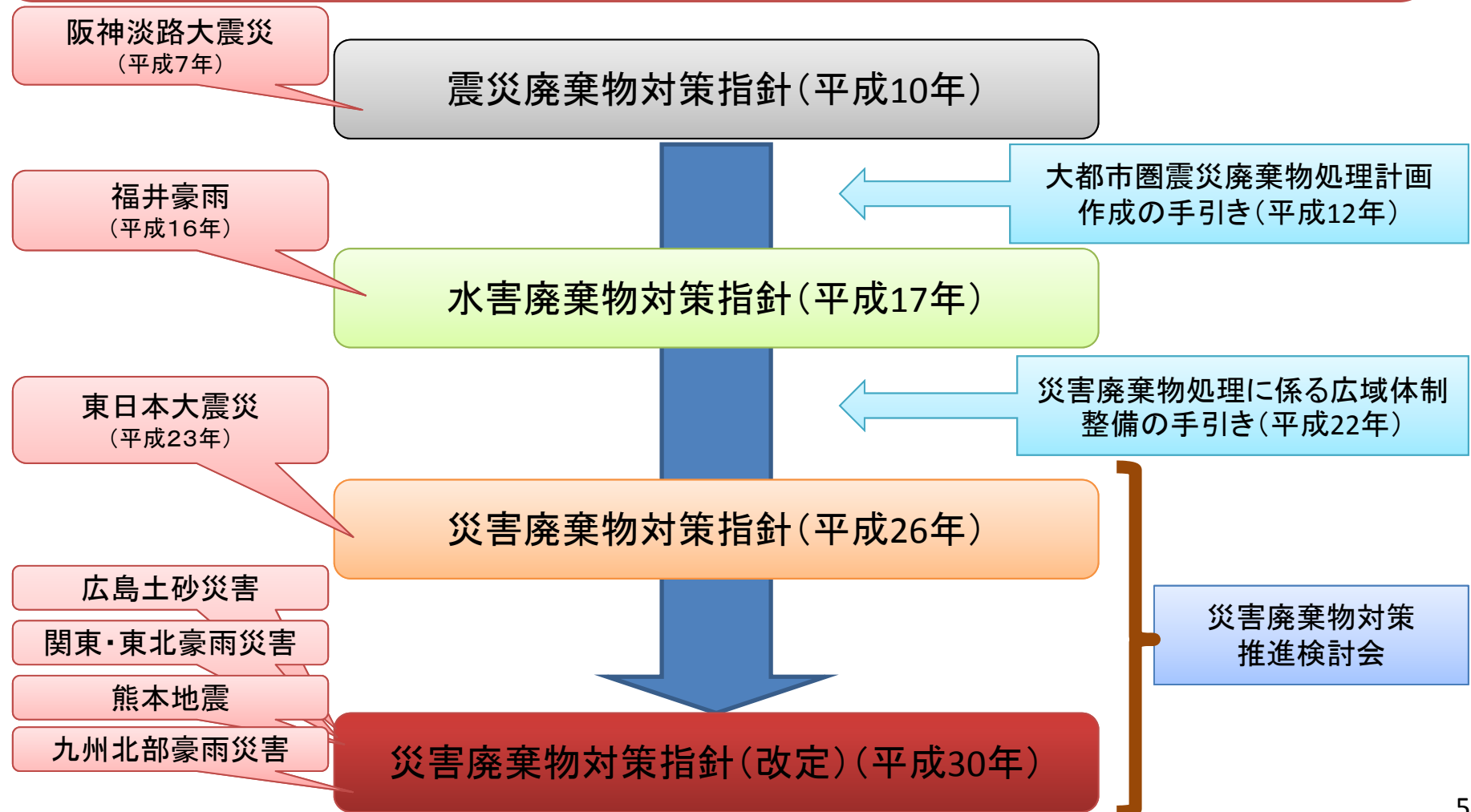
都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により……………。 **その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。**……………。

(3)国の役割

(4)事業者及び専門家の役割

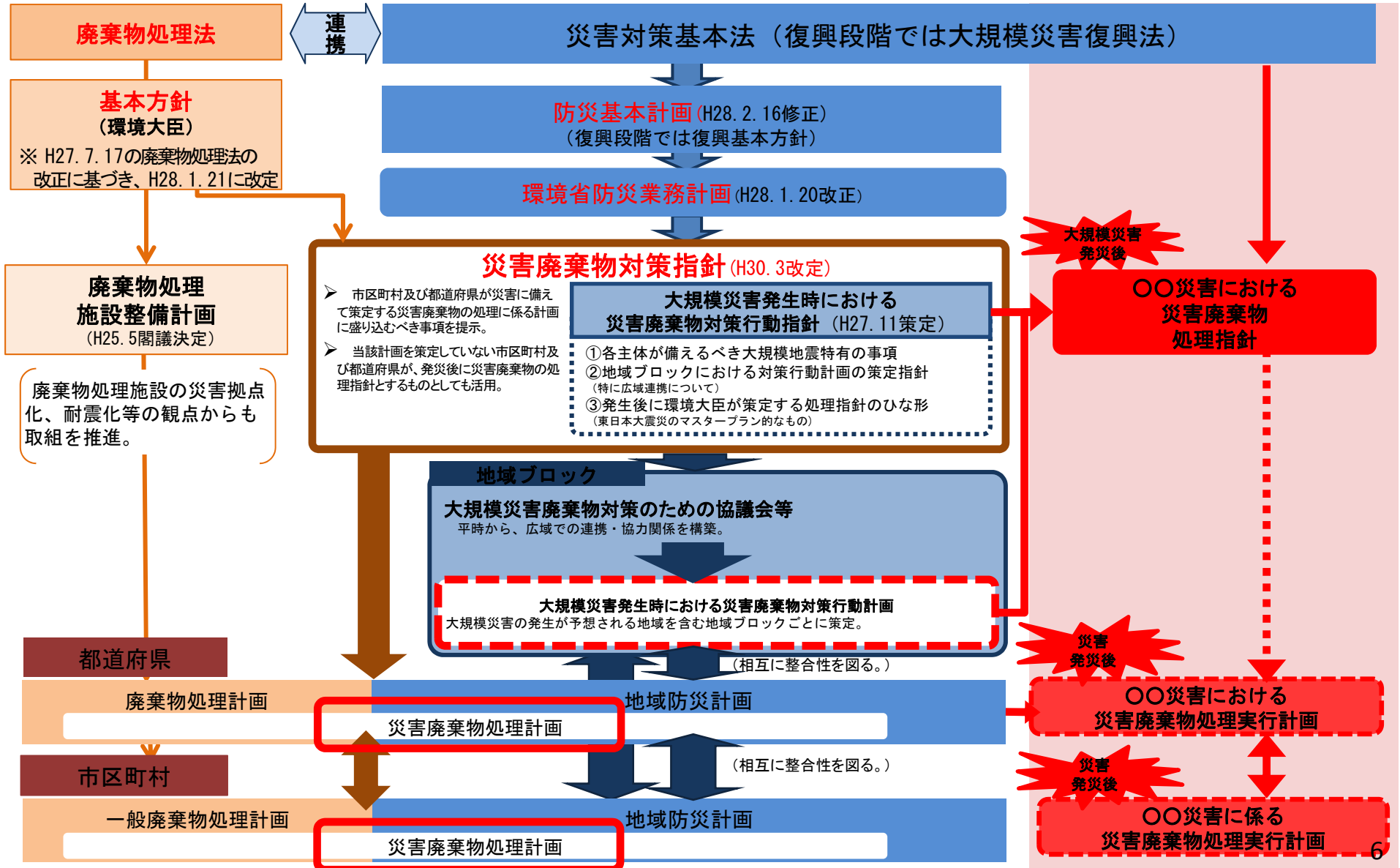
災害廃棄物対策指針とは

- 災害廃棄物対策指針は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。
- 平成26年に東日本大震災の教訓を元に、過去の指針等を統合して策定。
- 平成30年に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定。



災害廃棄物対策指針の位置づけ

- 災害廃棄物対策指針とは、**廃棄物処理法基本方針**及び災害対策基本法に基づく**防災基本計画(第34条)**並びに**環境省防災業務計画(第36条)**に基づき、策定。



災害廃棄物対策指針の改定のポイント

1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
 - ・ 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
 - ・ 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
 - ・ 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記 など

2. 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化
 - ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化
(し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等)
 - ・ 災害時に実際に連携した団体(ボランティアを含む)への働きかけの強化
 - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実(太陽光パネルや蓄電池など) など

3. 上記2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
- 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
- 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実 など



国、都道府県、市区町村(支援／受援)、関係団体などの役割を明確化

災害廃棄物対策指針の構成

第1編 総則

第1章 背景及び目的

第2章 指針の構成

第3章 基本的事項

- ・災害廃棄物対策指針や災害廃棄物処理計画等の位置付け及び記載事項
- ・災害時に発生する廃棄物の特徴、災害の規模別・種類別の対策
- ・発災後における各主体の役割及び行動 等

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時の備え

○ 体制整備

- －組織体制、協力・支援体制
- －職員への教育訓練 等

○ 災害廃棄物処理対策の検討

- －災害廃棄物量の試算
- －処理フローの検討
- －受入可能施設のリスト化 等

○ 住民等への啓発・広報 等

第2章 災害応急対応

○ 体制整備

- －各主体の行動と処理主体決定
- －組織体制・指揮命令系統
- －協力・支援／受援体制
- －各種相談窓口の設置 等

○ 災害廃棄物処理方法の決定

- －災害廃棄物発生量や処理可能量の推計
- －処理スケジュール、処理フロー
- －仮置場の確保、運営
- －選別・処理・再資源化方法
- －特別対応が必要な廃棄物
 - ・太陽光パネル、蓄電池等

○ 住民等への啓発・広報 等

第3章 災害復旧・復興等

○ 体制整備

- －組織体制強化
- －協力・支援／受援体制

○ 災害廃棄物処理

- －災害廃棄物発生量の見直し
- －受入施設の増強
- －仮設処理施設の設置
- －広域的な処理・処分

○ 災害廃棄物処理事業の進捗管理

○ 処理事業費の管理

災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置づけ

第1編 第3章 基本的事項

市町村が策定する災害廃棄物処理計画(1-5)

市区町村が策定する災害廃棄物処理計画は、自らが被災することを想定し、平時の備え(体制整備等)や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものである。

具体的には、**災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等について示すものとする。**

都道府県が策定する災害廃棄物処理計画(1-5)

都道府県が策定する災害廃棄物処理計画は、被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え(体制整備等)、災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたものである。

具体的には、**市区町村等に対する技術的な支援内容、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施(地方自治法第252条の14)する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。**

災害廃棄物対策指針の主な改定内容 ①

- 平成27年8月廃掃法と災対法の改正
- 平成28年2月行動指針の策定
- 平成28年3月廃棄物処理法の基本方針の改正

改定の概要	改定における主な該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>市町村及び都道府県による処理計画の策定根拠</u>を記載 ● <u>行動指針の位置付け</u>を記載 ● <u>処理指針の位置付け</u>を記載 ● 各種法令・計画の体系図を修正 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1編 第3章 (1) 本指針の位置付け (1-3) ● 第1編 第3章 (2) 行動指針の位置付け (1-3) ● 第1編 第3章 (3) 処理指針の位置付け (1-3) ● 第1編 第3章 (1-4)
<ul style="list-style-type: none"> ● 国の支援として大規模災害発生時における<u>代行処理</u>に係る記載を追記 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2編 第2章 2-4 (2) 都道府県、国の支援 (2-21)
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>廃棄物処理法 第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5の特例</u>について追記 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2編 第1章 1-6 (7) 仮設処理施設 (2-13) (15) 許認可の取扱い (2-16) ● 第2編 第2章 2-6 (14) 許認可の取扱い (2-34) ● 第2編 第3章 3-6 (17) 許認可の取扱い (2-48)

災害廃棄物対策指針の主な改定内容 ②

- 平成29年9月ごみ処理基本計画策定指針の改正
- 内閣府などによるBCPの策定要要請や受援体制の構築の検討等
- D.Waste-Netの発足
- 地域ブロック協議会の発足

改定の概要	改定における主な該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ●用語の定義に「<u>受援</u>」を追記 ●組織体制の検討にあたり<u>受援体制を構築</u>しておくことを追記 ●各種法令・計画の体系図を修正 	<ul style="list-style-type: none"> ●用語の定義 ●第1編 第3章 基本的事項 (1-12) ●第2編 第1章 1-1 組織体制・指揮命令系統 (2-1) ●第2編 第2章 災害応急対応 (2-19) <p>(1-4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●<u>平時におけるD.Waste-Netの運営や災害時における派遣</u>等、国の支援について追記 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2編 第1章 1-3 (2) 都道府県、国の支援 (2-2) ●第2編 第1章 1-3 (4) 民間事業者との連携 (2-4) ●第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 (2-5) ●第2編 第2章 2-4 (2) 都道府県、国の支援 (2-21)
<ul style="list-style-type: none"> ●<u>平時における地域ブロック協議会の開催及び行動計画の策定、災害時における都道府県と連携した広域的な連携体制</u>について追記 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1編 第3章 (2) 行動指針の位置付け (1-3) ●第2編 第1章 1-3 (2) 都道府県、国の支援 (2-2) ●第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 (2-5) ●第2編 第2章 2-4 (2) 都道府県、国の支援 (2-21) ●第2編 第3章 3-4 (2) 都道府県、国の支援 (2-37)

災害廃棄物対策指針の主な改定内容 ③

- 初動対応に係る記載内容の充実
- 仮置場の確保や管理・運営に関する記述の充実

改定の概要	改定における主な該当箇所
● <u>発災後における各主体の行動フロー</u> を充実	● 第1編 第3章 (10) 発災後における各主体の行動 (1-12)
● <u>片付けごみ</u> への対応(分別排出とその周知徹底、集積所としてごみステーションの活用を避けること等)を追記	● 第1編 第3章 (8) 災害時に発生する廃棄物 (1-9) ● 第2編 第2章 2-6 (5) 収集運搬 (2-26) ● 第2編 第2章 2-6 (6) 仮置場 (2-28)
● <u>再生可能エネルギー設備への対応</u> や石綿の取扱い(<u>災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)</u>)など、記載内容を充実	● 第2編 第2章 2-6 (6) 仮置場 (2-28) ● 第2編 第2章 2-6 (7) 環境対策、モニタリング、火災対策 (2-29) ● 第2編 第2章 2-6 (8) 損壊家屋等の撤去 (2-30) ● 第2編 第2章 2-6 (9) 選別・処理・再資源化 (2-31)

災害廃棄物対策指針の主な改定内容 ④

- ボランティアとの連携に関する記載の追記
- 平成26～27年度WG報告書、各自治体で作成した記録誌の紹介
- 都道府県・市町村の役割の明確化等に係る記載内容を充実

改定の概要	改定における主な該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>被災家屋の片付け</u>等に関わる<u>ボランティアに対する周知徹底</u>(排出方法や分別区分、健康への配慮)など、記載内容を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2編 第1章 1-3 (5) 社会福祉協議会、ボランティアとの連携 (2-5) ● 第2編 第2章 2-4 (5) 社会福祉協議会、ボランティアとの連携 (2-22)
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害を受けた自治体は処理の記録を整理し評価を行い、必要に応じて処理計画の見直しを行うこと、<u>記録誌</u>を作成することを追記 ● 技術資料の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1編 第3章 (4) 災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け (1-5) ● 技術資料
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>処理主体</u>の明確化 ● <u>都道府県や国の支援(プッシュ型支援等)</u>の記載内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1編 第3章 (9) 処理主体(損壊家屋等の撤去) (1-11) ● 第2編 第1章 1-3 (2) 都道府県、国の支援 (2-2) ● 第2編 第2章 2-4 (2) 都道府県、国の支援 (2-21) ● 第2編 第3章 3-4 (2) 都道府県、国の支援 (2-37)

災害廃棄物対策指針の主な改定内容 ⑤

- 国庫補助との関係から見た点検
- 災害廃棄物情報プラットフォーム(国立環境研究所)等の参考となる情報の追記

改定の概要	改定における主な該当箇所
● <u>損壊家屋等の撤去</u> (必要に応じて解体)の <u>災害等廃棄物処理事業補助金</u> の適用に係る記載を追記	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1編 第3章 (8) 災害時に発生する廃棄物 (1-9) ● 第1編 第3章 (9) 処理主体 (1-11)
● <u>災害廃棄物情報プラットフォーム</u> における「 <u>災害廃棄物に関する研修ガイドブック</u> 」について追記	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 (2-5) ● 技術資料
● 技術資料、参考資料の充実	● 技術資料、参考資料

第2編 第1章 平時の備え

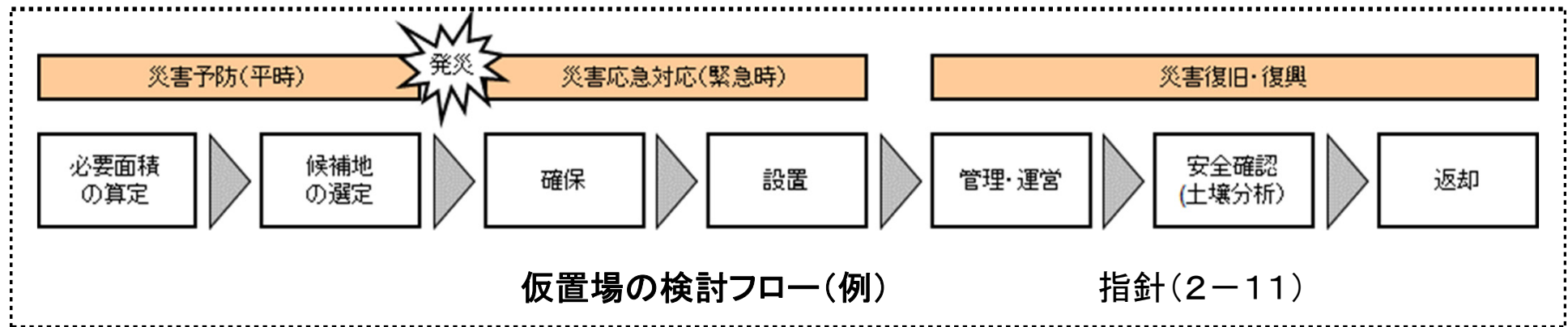
- 地方公共団体は、仮置場の候補地を平時に設定するが、設定するに当たっては仮置場の利用方法についても検討しておく。

仮置場の利用方法(例)

指針(2-10)

用途	説明
一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き ・住民が自ら持込む仮置き
破砕作業用地等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設破砕機等の設置及び処理作業(分別・選別等)を行うための用地
保管用地	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管 ・最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管 ・コンクリートがらや津波堆積物等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管 ・焼却灰や有害廃棄物等の一時的な保管(危険物も含む) ・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管(但し、再資源化物のみを仮保管している場所は含まない)

災害廃棄物対策指針(改定版)における【災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針】②



<仮置場の必要面積の算定>

- 地方公共団体は、想定される規模に応じて仮置場の必要面積を算定する。

<仮置場の候補地の選定>

- 空地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、仮置場の候補地を選定する。候補地の選定に当たっては必要に応じて地元住民と平時に調整を行う。
- 住宅や事業所が密集した都市域においては、被害想定に見合った仮置場用地の確保が困難な場合がある。このようなケースでは、試算上の必要面積に満たずとも可能な限り候補地を選定する。
- 空地等は、発災直後や復旧・復興時など時間軸の変化により、必要とされる用途が変化する可能性があることに留意する。

<その他>

- 地方公共団体は、仮置場の使用・返却時のルールを平時に検討する。

第2編 第2章 災害応急対応 (指針2-27~)

<仮置場の必要面積の算定>

- 被害状況を反映した発生量をもとに必要面積の算定を行う。(技術資料参照)

<仮置場の確保>

- **関係部局との事前調整**(自衛隊の野営場や避難所、応急仮設住宅等への利用も想定)

<仮置場管理のための資機材・人材の確保>

- 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を確保(業者の確保→協定)

<仮置場の設置・管理・運営>

- 石綿対応「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)」参照。

第2編 第3章 災害復旧・復興等 (指針2-40~)

<人員・機材の配置>

- 適切な仮置場の運用

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ① 仮置場の管理者 | ④ 場内運搬用のトラック(必要に応じ) |
| ② 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員 | ⑤ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザー |
| ③ 廃棄物の積上げ・積下しの重機 | などの重機 |

<災害廃棄物の数量管理>

- 被災地方公共団体はトラックスケールを設置

<仮置場の返却>

- 土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

第2編 第1章 平時の備え (指針2-7)

<し尿>

- 下水道が使用できなくなることを想定し、発災初動時のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないように、市区町村は仮設トイレ、マンホールトイレ(災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ)、簡易トイレ(災害用携帯型簡易トイレ)、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行う。仮設トイレ等の備蓄数は、し尿の推計発生量を基に決定する。

<ごみ>

- 委託業者が収集を実施できなくなった場合の対策を検討する。 → 近隣支援、広域連携

第2編 第2章 災害応急対応 (指針2-22~)

<し尿>

- 避難所における生活に支障が生じないように、関係部局(防災、教育、福祉、公園等)と連携し、必要な数の仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレを確保・設置するとともに、設置場所一覧を作成・整理する。

<ごみ>

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- 被災市区町村は、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。
 - ① 一時的な保管場所の確保(焼却等の処理前に保管が必要な場合)
 - ② 支援市区町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

第2編 第1章 平時の備え (指針2-1)

- 災害の規模、建物や処理施設等の被災状況、職員の被災状況などによっては人的・物的支援を必要とする場合があることから、地方公共団体は**受援**について予め検討、整理しておく必要がある。なお、支援終了後の庁内組織体制への移行にも配慮する必要がある。

第2編 第2章 災害応急対応 (指針2-26)

- 被災地方公共団体は、収集運搬体制を構築する。体制構築に当たっては平時に検討した内容を参考とし、被害状況に応じて見直しを行う。必要に応じて他の地方公共団体等へ協力要請を行う。



第2編 第3章 災害復旧・復興等 (指針2-37)

- 被災市区町村は被害の規模等により、実行計画の策定及び災害廃棄物の処理作業の実施が事務能力上困難であると判断した場合は、被災都道府県へ支援(事務委託を含む)を要請する。 ➡ 地方自治法252条14



災害廃棄物対策指針(改定版)における【 災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施 (地方自治法第252条の14)する場合における廃棄物の処理体制等 】

第2編 第1章 平時の備え (指針2-2)

- 都道府県は、市区町村等が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行う。
市区町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を受託する場合を考慮
(平時から、関係機関・関係団体との連携を図る。)

第2編 第2章 災害応急対応 (指針2-19)

- 被災都道府県は、必要な人的・物的支援を行っても被災市区町村だけでは処理が行えないと判断される場合には、被災市区町村と協議のうえ事務の一部を受託し、災害廃棄物処理を実施することができる。

第2編 第3章 災害復旧・復興等 (指針2-37)

- 被災市区町村が主体となって災害廃棄物処理を行うことが困難と判断し、被災都道府県に対して事務委託の要請があった場合には、被災都道府県が主体となって災害廃棄物処理を実施する。事務委託を行うに当たっては被災都道府県と被災市区町村の事務分担を明確にする。

第2編 第1章 平時の備え（指針2-2～）

- 都道府県は、市区町村等が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行う。
- 都道府県は、地域ブロック協議会が策定する行動計画とも整合を図りつつ、自らの計画を策定・見直し、市区町村計画の策定と見直しを支援する。
- 都道府県は、地域ブロック協議会に参加し、相互協力体制を検討する。
- 都道府県は、市区町村等の災害支援協定の締結状況を把握し、平時から広域的な相互協力体制を整備する。
- 都道府県は、人材育成支援として、市区町村等向けの災害廃棄物対策セミナーや演習を開催し、災害廃棄物対策の実効性の向上に努める。

第2編 第2章 災害応急対応（指針2-21）

- 被災都道府県は、職員の被災状況等に応じた組織体制・指揮命令系統を整備する。
- 被災都道府県は、被災市区町村からの支援ニーズを把握、被災市区町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築するための支援・指導・助言、等を行う。
- 被災都道府県は、関係機関・関係団体と連携してプッシュ型支援を行う。
- 被災都道府県は、処理全体の進捗管理とともに被災市区町村に対する支援を行う。
必要に応じて被災市区町村からの災害廃棄物処理の一部の事務受託も検討する。

第2編 第1章 平時の備え (指針2-4)

- 市区町村等は、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する。

第2編 第2章 災害応急対応 (指針2-22)

- 被災地方公共団体は災害支援協定に基づき整理した事業者リストを活用して協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築する。

第2編 第3章 災害復旧・復興等 (指針2-38)

- 被災地方公共団体は、民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理事業を発注する。

- 災害廃棄物対策指針(改定版)における技術資料については、平成30年度以降も引き続き改定作業中。
- 災害廃棄物対策指針(平成26年3月策定版)の技術資料については、環境省HPにて公開中。

URL: (<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/toc/index.html>)